

平成 29 年度児童手当現況届受付のお知らせ

—児童手当を受給している方々へ—

児童手当を受給されている方は、毎年6月1日における家庭状況を届けなければなりません。つきましては、下記日程により現況届の受け付けを行いますので、必ず、期日内に届出を済ませてください。

この届出をされない場合、6月分以降の手当が受けられなくなりますので、ご注意ください。

※ 29年5月1日以降肝付町に転入された方は、提出の必要はありません。

◎ 受付場所・期間 住所地のある窓口で申請をお願いします。(高山⇒本所、内之浦⇒総合支所、岸良⇒出張所)

- 高山地区 役場1階会議室 【問】 福祉課児童家庭係 Tel 0994-65-8413 (直通)
平成 29 年 6 月 22 日(木) ~ 26(月) 9時 ~ 17時まで (土曜日は休み、日曜日は午前中のみ受付)
- 内之浦地区 支所 町民生活課窓口 【問】 内之浦総合支所 町民生活課 Tel 0994-67-2111(代表)
平成 29 年 6 月 22 日(木) ~ 26(月) 9時 ~ 17時まで (土曜日は休み、日曜日は午前中のみ受付)
- 岸良地区 岸良出張所 平成 29 年 6 月 23 日(金) 9時~18時30分まで 【問】Tel 0994-68-2001
上記、受付期間中で都合の悪い方については、平成 29 年 6 月 21 日 ~ 30 日の間、それぞれ各庁舎にて随時受け付けます。(土日の受付は、上記のとおりです。)

◎ 提出する書類 (必ず、下記事項を確認チェックして、忘れないようにしてください)

1. 現況届用紙 (役場福祉課の現況届受付窓口に準備してあります)

※必ず、**印鑑 (シャチハタ不可) を持参**してください。



2. 添付書類

受給者 (保護者) の健康保険証、および 18 歳以下の児童全員分の健康保険証
次に該当する人は、あわせて提出してください。

平成 29 年 1 月 1 日に、**肝付町に住民登録がなかった人は、下記証明書が必要です。**

・前住所地の役所が発行する、**平成 28 年中 児童手当用所得証明書 (受給者及び配偶者分)**

児童の住所を、肝付町以外においている人

・児童の住む世帯全員の、**省略のない住民票謄本 (筆頭者と本籍の記載があるもの)**

外国籍の人

・申請者 (保護者) 本人、および子の在留カード等または外国人登録証等
(切り替え手続き前で、従来の外国人登録証をお使いの場合)

※その他、必要に応じて提出する書類がありますので、詳しくは、役場までお問い合わせください

◎ 制度の概要

○ 前年 (平成 28 年中) の所得が一定額以上【年収 960 万円以上 例: 夫婦・子ども 2 人 (夫婦どちらか高い方)】の場合は、所得制限により 6 月分児童手当 (10 月支給分) からは、減額され支給されます。(一律: 5,000 円)

○ 3 歳未満: 15,000 円 ○ 3 歳以上小学校修了前 10,000 円

○ 中学校修了前 10,000 円 但し、3 歳以上小学校修了前の第 3 子の場合 15,000 円